

【案件番号：550004383】

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を改正する件の案

【総論】

基本方針案において、地域の非常用電源の確保、マイクログリッドの構築、農業ハウス等への電力供給による光熱費削減、荒廃農地の再生など、営農型太陽光発電が地域活性化にもたらす効果を明記したことは高く評価します。

しかし、そのための具体的基準として「遮光率 30%未満」「年間 50 万円以上の実績」「既存の一般流通品目・販路」「高さ 3m・幅 4m」を一律の足切り要件として課すことは、地域農業の多様性、新規就農者の育成、地域特産品の開発といった現場の実践を真っ向から否定するものです。入口の一律規制から、地域の実情に応じた柔軟な評価と事後モニタリングへ転換することを強く求めます。

【該当箇所】

第 2 の 1(6)（営農型太陽光発電の適正化に関する基本理念及び設備形状・実施形態）、第 4 の 2（農林漁業の健全な発展に資する取組）、第 5 の 1(4)（市町村の目標設定）、第 5 の 7（設備整備計画の認定基準）

【意見】

画一的な遮光率・販売実績・設備寸法基準を撤廃し、地域の農業現場の実態に即した「代替評価基準」と「性能基準」を設けること。また、地域主体の優良な取組を積極的に支える支援策を確立すること。

【理由および具体的修正案】

1. 遮光率 30%未満を絶対的な足切り基準にしないこと

（理由）

地域の気候、日照条件、土壌、栽培品目（半陰性・陰性植物、果樹、牧草等）によって最適な日射量は全く異なります。農水省自身の事例でも、ばれいしょ（68.5%）、大豆（33%）、茶（40%）、ブルーベリー（37%）など、遮光率 30%以上で立派に営農が継続されている実績が多数あります。30%を一律の足切りとすれば、こうした地域固有の優良な営農が全て排除されてしまいます。

（修正案）

・遮光率 30%未満は審査を簡素化できる目安とし、30%以上であっても、品目特性、地域の気候、営農計画、類似地域の実績、普及指導員や専門家の意見書等により適切に営農できる案件は認定する「代替評価ルート」を基本方針に明記してください。

・特例に必要な根拠を「公的機関等の複数年試験」に限定せず、民間の実践データや第三者による確認、条件付き認定と毎年の事後確認による柔軟な運用を認めてください。

2. 年間 50 万円実績・品目・販路の一律排除基準の見直し

(理由)

過去の販売実績 50 万円や「地域で一般的な品目・販路」を参入条件にすると、新規就農者、親元就農・後継者、荒廃農地の再生に取り組む者、地域特産品や有機・自然栽培に挑戦する者が最初から排除されてしまいます。営農型発電の収入や自家消費によるコスト削減があるからこそ、新規就農や新品目への挑戦が可能になるという地域の現場感覚と完全に逆行しています。

(修正案)

- ・ 50 万円実績は参考指標にとどめ、認定新規就農者であること、専門家の助言を受けた営農計画、研修実績、農業法人等による指導・連携体制等を代替的な証拠として認めてください。
- ・ 地域の一般的な市場流通品目だけでなく、直売所出荷、ネット直販、加工品用栽培、契約栽培、新規特産品を広く認めてください。
- ・ 収穫までに数年を要する果樹等の多年生作物については、生育特性に応じた「営農確立期間(5〜7 年等)」を認め、段階的な目標達成を評価する仕組みとしてください。

3. 最低地上高 3m・通路幅 4m を一律基準とせず「性能基準」とすること

(理由)

小型管理機や手作業が中心の果樹・野菜栽培、あるいは棚仕立ての作物では、4m の通路幅や 3m の高さは過大であり、かえって強風による倒壊リスクや建設コストの高騰を招きます。逆に大型コンバインを使う水田等では 4m 以上必要な場合もあります。

(修正案)

「使用する農業機械、栽培方法、安全動線に照らして効率的な農作業が可能な空間が確保されていること」という性能基準に改め、現場の作目・農機に応じた個別判断としてください。

4. 地域主体・地産地消・防災型事業への積極的支援と目標設定

(理由・修正案)

- ・ 農業者主導・地域主体の事業、自家消費・地域 PPA、農業施設給電、防災非常用電源、荒廃農地再生など、地域に明確な利益をもたらす案件を優先的に認定・支援（低利融資・補助枠等）する仕組みを基本方針に明記してください。
- ・ 市町村の目標設定から営農型太陽光を一律除外せず、営農継続面積、農業所得向上、地域電力利用、荒廃農地再生等の専用指標を設定できるようにしてください。

5. 入口規制から「実績確認（データベース）」と「悪質案件への重点指導」への転換

(修正案)

全国共通のデータベースで毎年の収量・品質・発電量等を把握し、猛暑や冷夏、病虫害等の自然要因による収量低下の理由を正当に評価できる仕組みとしてください。適切な営農を続けている優良事業者は手続を簡素化し、営農放棄や虚偽報告を行う悪質案件に対して重点的に行政指導・取消・撤去命令を行うメリハリのある体制を確立してください。

【参考資料】

- ・農林水産省. (2026). 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を改正する件の案（案件番号 550004383）.
- ・農林水産省. (2026). 営農型太陽光発電の取組事例.